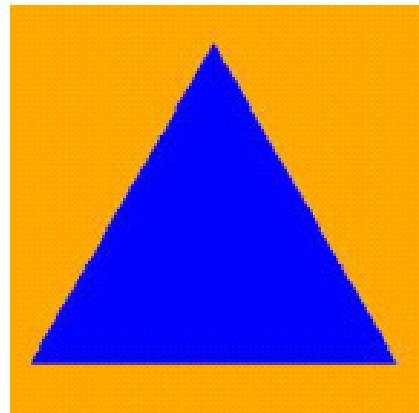


東海村国民保護計画



平成 18 年 12 月

東 海 村

はじめに

国の平和や安全は国民全体の願いであり、政府や国民の不断の努力によって得られるものであります。

外部からの武力攻撃やテロなどが、万が一、我が国で起こったらどうするかといつても、長らく平和に暮らしてきたみなさんにとっては現実の問題として考えることは難しいかもしれません。しかし、現実の世界に目を向けると様々な地域でテロや紛争行為が繰り返し行われており、こうした事態が、いつ、どこで、どのように発生するのかを事前に予測することは極めて困難です。

とはいっても、このような事態への必要な備えは、平和なときにこそ十分に考えておくべきではないかと考えられます。

この計画は、武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第35条の規定に基づき、大規模テロや武力攻撃事態等、不測の事態が発生した場合に、村内にいる全ての人を安全に保護し、避難させ、救援するとともに、武力攻撃等に伴う被害を最小限にすることなどを内容とするものです。

武力攻撃事態等があった場合、村はこの計画に基づき、基本的人権を最大限に尊重しながら、国や県などと連携を図り、住民のために避難・救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとなります。

特に、本村は多くの原子力関連施設が立地しているため、この計画は、こうした状況を十分踏まえつつ、既存の防災計画と連動させながら運用を図っています。

本計画については、様々な事態に的確に対応するため、日頃から訓練等により検証を行い、その都度、住民の皆様の御意見を頂きながら、必要な修正を行ってまいります。

「国民保護」は、みなさん一人ひとりの生命や財産に直接関係するとしても大事なことです。村としましても、関係機関と連携しつつ、万全の態勢を整備すべく努力してまいりますので、住民のみなさんの一層の御理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

東海村長 村上 達也

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画の基本	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱	4
第4章 村の地理的、社会的特徴	8
第5章 村国民保護計画が対象とする事態	13
第2編 平素からの備え	19
第1章 組織・体制の整備等	19
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	31
第3章 生活関連等施設の把握等	34
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	35
第5章 国民保護に関する啓発	37
第3編 武力攻撃事態等への対処	39
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	39
第2章 村国民保護対策本部の設置等	42
第3章 関係機関相互の連携	47
第4章 警報及び避難の指示等	51
第5章 救援	61
第6章 安否情報の収集・提供	65
第7章 武力攻撃災害への対処	68
第8章 被災情報の収集及び報告	78
第9章 保健衛生の確保その他の措置	79
第10章 国民生活の安定に関する措置	81
第11章 特殊標章等の交付及び管理	82
第4編 復旧等	85
第1章 応急の復旧	85
第2章 武力攻撃災害の復旧	86
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	87
第5編 緊急対処事態への対処	89

この計画に使われている主な用語の定義は次のとおりです。

1 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたもの。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃。
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第1条に定める機関。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局、その他の国の出先機関。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。

2 法律・機関名等の略称

略 称	正 式 名 称
国民保護法 (法)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令 (令)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
村国民保護対策本部	東海村国民保護対策本部（本部長：村長）
村国民保護現地対策本部	東海村国民保護現地対策本部
村国民保護対策本部等	東海村国民保護対策本部及び東海村緊急対処事態対策本部
村国民保護協議会	東海村国民保護協議会（会長：村長）
村危機管理連絡会議	東海村危機管理連絡会議
村危機管理対策本部	東海村危機管理対策本部
基本指針（基）	国民の保護に関する基本指針
村国民保護計画	東海村国民保護計画
村地域防災計画 (震災・風水害等対策計画編)	東海村地域防災計画（震災・風水害等対策計画編）
村地域防災計画 (原子力災害対策編)	東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）
消防本部	東海村消防本部

第 1 編

總 則

第1編 総 則

第1章 計画の基本

第1節 村国民保護計画の目的

1 村国民保護計画の目的（法第3条第2項、法第35条第1項）

この計画は、国民保護法第35条の規定に基づき作成したものであり、武力攻撃事態等においては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針、茨城県国民保護計画を踏まえ、この計画に基づき、住民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、避難・救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 村国民保護計画に定める事項（法第35条第2項）

この計画においては、村が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めるほか、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

第2節 計画の構成

村国民保護計画の構成は次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

第3節 村地域防災計画等との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、この計画に明記されていない事項については、「村地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の取組を活用することとする。

1 村地域防災計画（震災・風水害等対策計画編）との関連

事態の原因が未だ不明である場合等においては、大規模事故や災害として「村地域防災計画（震災・風水害等対策計画編）」により対処が行われる。

2 村地域防災計画（原子力災害対策編）との関連

武力攻撃原子力災害への対処については、本計画に定めるもののほか「村地域防災計画（原子力災害対策編）」の規定を準用して行うものとする。

第4節 計画の見直し、変更手続

1 計画の見直し（法第35条第8項）

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結

果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

本計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

2 計画の変更手続（法第35条第8項、第39条第3項）

本計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表する。（国民保護法施行令に定める軽微な変更を除く。）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。村が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たって、特に留意すべき事項と基本方針は次のとおりである。

1 基本人権の尊重（法第5条、基第1章1）

村は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 住民の権利利益の迅速な救済（法第6条、基第1章2）

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理する。

3 住民に対する情報提供（法第8条、基第1章3）

村は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条、基第1章4）

村は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備を図る。

5 住民の協力（法第4条、基第1章5）

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、村民に対し必要な支援について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等の特別な配慮（法第7条、基第1章6）

村は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、そ

の自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障するとともに、言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条、基第1章7）

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条、法第73条第3及び4項（第79条第2項の準用を含む）、第110条、基第1章8）

村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

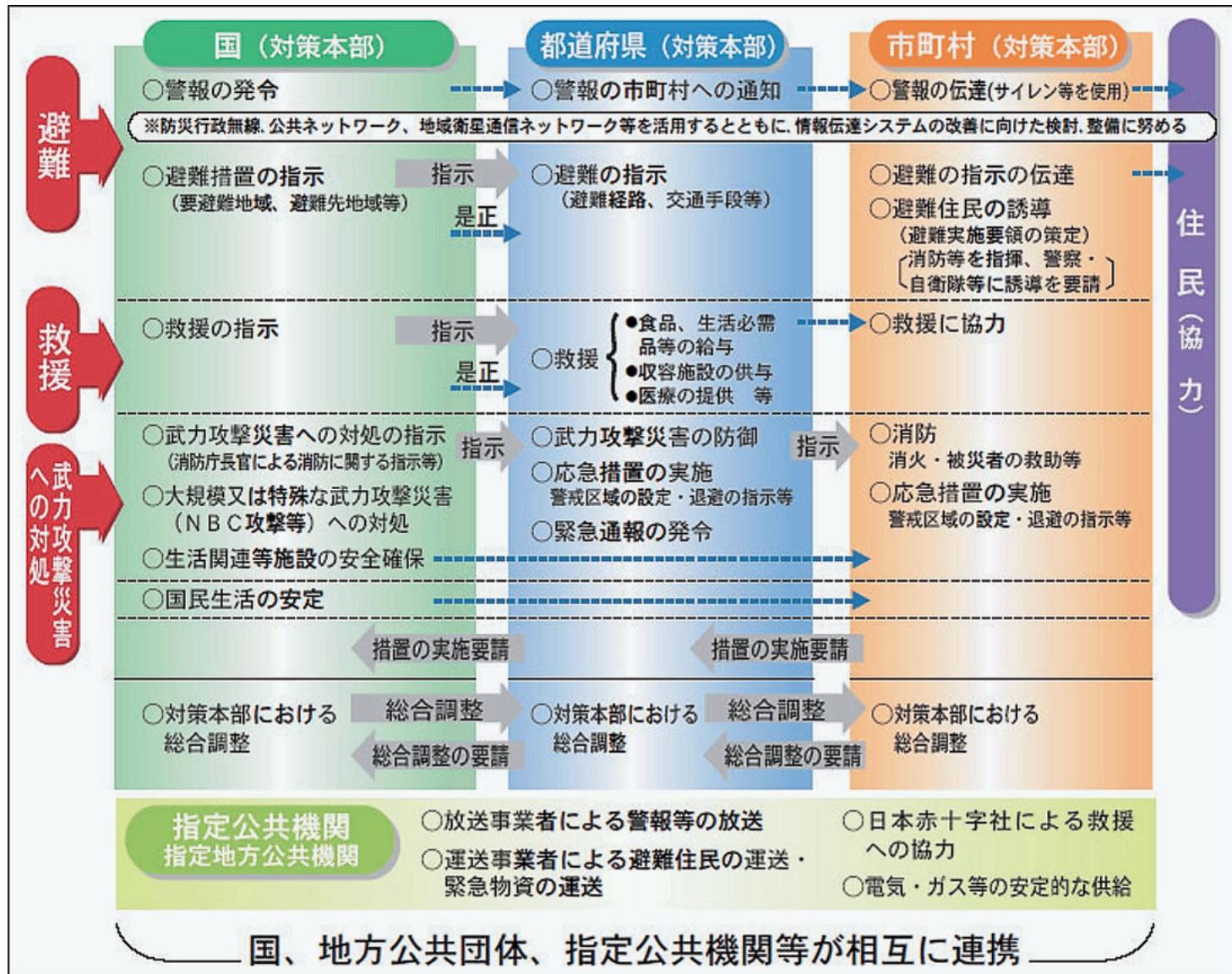
第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱

村は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携が確保できるよう、國民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連携窓口をあらかじめ把握しておく。

第1節 国民保護措置の仕組み

国民保護措置を実施するに当たっての、国、県、村等の役割は次のとおりである。

国民保護措置の仕組み



第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県	<ol style="list-style-type: none">1 県国民保護計画の作成2 県国民保護協議会の設置、運営3 県国民保護対策本部等の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の通知6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施10 交通規制の実施11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
東海村	<ol style="list-style-type: none">1 村国民保護計画の作成2 村国民保護協議会の設置、運営3 村国民保護対策本部等の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局 茨城県警察本部 ひたちなか西警察署	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
茨城海上保安部	1 通行船舶に対する航行の制限 2 海上における救助、救急活動 3 緊急輸送における措置 4 海上における治安の確保
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
気象庁水戸地方気象台	1 気象状況の把握 2 気象に関する資料・情報の提供 3 緊急時環境モニタリングへの支援
水戸原子力事務所	1 試験研究用原子炉の安全確保 2 核燃料使用施設等の安全確保 3 放射性同位元素使用施設等の安全確保
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
茨城労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
自衛隊	1 被害状況の把握 2 避難の援助

【指定公共機関及び指定地方公共機関等】

区分	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) 茨城支店 (株)エヌ・ティ・ティ ドコモ茨城支店	1 電気通信設備の整備及び防災管理 2 武力攻撃事態等における優先通信の確保 3 災害通信設備の復旧
日本銀行水戸支店 金融機関	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 資金決済の円滑な確保及び信用秩序の維持
日本赤十字社 茨城県支部	1 武力攻撃災害時における被災者の救助及び保護 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金等の募集及び分配
日本放送協会 水戸放送局 (株)茨城放送	1 警報等の周知 2 避難情報の伝達
東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	1 道路の維持管理 2 武力攻撃事態等における道路交通の確保
日本原子力研究開 発機構東海研究開 発センター 日本原子力発電(株) 東海第二発電所	1 武力攻撃原子力災害に関する指導及び助言 2 原子力事業者国民保護業務計画に基づく災害対策の実施と 被災施設の普及 3 原子力事業者国民保護業務計画に基づく放射線測定設備及 び原子力防災資機材の整備 4 原子力事業者国民保護業務計画に基づく応急対策の実施 5 原子力事業者国民保護業務計画に基づく事後対策の実施
東日本旅客鉄道(株) 水戸支社 日本通運(株) 水戸支店 茨城交通(株) 日立電鉄交通サー ビス(株) 関東鉄道(株) (社)茨城県トラック 協会	1 施設等の整備及び安全輸送の確保 2 武力攻撃事態等における物資及び人員の緊急輸送
東京電力(株) 水戸支社	1 武力攻撃事態等における電力供給の確保
日本郵政公社 東海郵便局	1 郵便業務の確保 2 郵便貯金及び簡易保険の非常取扱い並びに災害応急融資
東京ガス(株) 日立支社	1 災害時における LP ガスの安定供給の確保
(社)茨城県看護協会	1 緊急時医療等の医療救護活動への協力 2 健康影響調査への協力

第4章 村の地理的、社会的特徴

第1節 地形

県都水戸市の北東へおよそ 15 km, 北は久慈川を境として日立市に接し、西は那珂市に、南はひたちなか市に接し、東は洋々たる太平洋に面している。

久慈川の南側と真崎浦、細浦等の低地は沖積層で水田地帯になっているが、台地は洪積層で畠地と平地林を形成し、東は緩やかに傾斜してその先端は砂丘となり、現在は(独)日本原子力研究開発機構、日本原子力発電所(株)等の敷地となって活用されている。

村の面積は、37.48 km²であり、海拔 35mまでの地形を成している。

【東海村の地形】



第2節 気候

本村は茨城県のほぼ中央に位置し、冬は晴天日が多く乾燥する。2月から3月にかけては、南岸低気圧により大雪となる日がある。

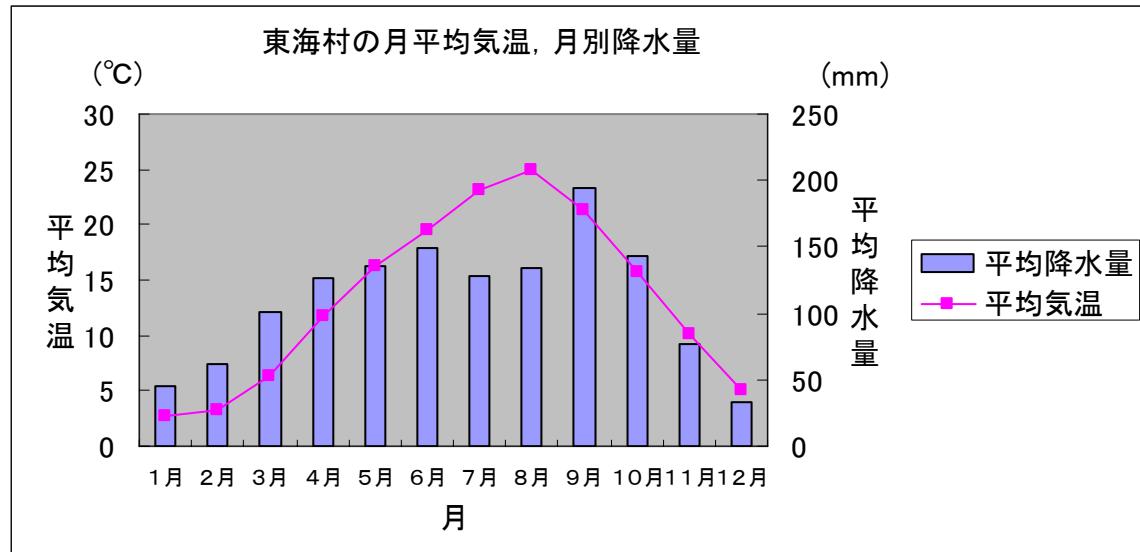
初夏を中心に春から秋には北東気流により、しばしば曇天や小雨となる日がある。

また、太平洋に面しているため、内陸部の他県に比べて湿度が高く、霧が発生しやすい。

気温は、沿岸部ほど日較差が少なく、平均気温は、13.4 度である。

風は、夏は海から内陸に向かって東よりの風が吹く。冬は北よりの風が吹き、風の通り道に当たる川沿いではやや強くなる。

東海村の月別平均気温、月別降水量（1971～2000年の平均）

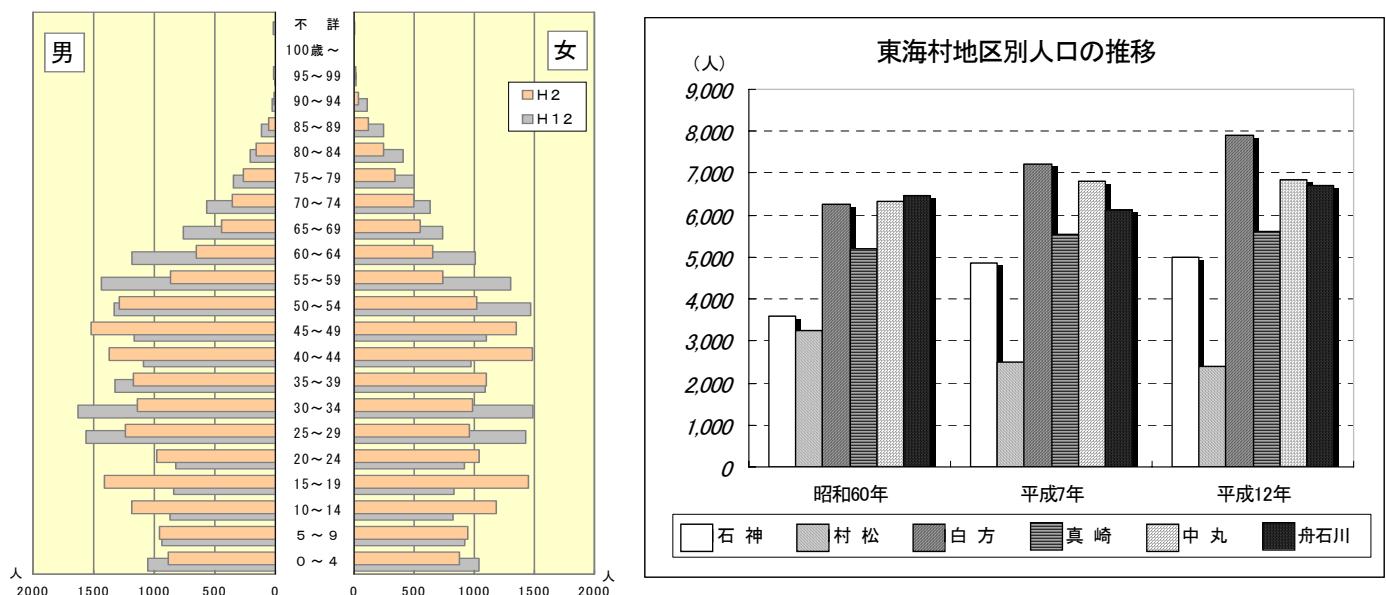


資料：水戸地方気象台

第3節 人口分布

本村は、人口約36,000人で、村周辺地域では田園地帯が広がり人口密度も低いが、東海駅周辺及び村内を東西に走る二軒茶屋原研線（原研通り）周辺では人口密度も高く人口も年々増加している。また、村の南側には大きな団地も形成され、人口増加率は約3%である。

年齢別人口の推移



第4節 道路の位置等

1 高速道路

常磐自動車道が村の西側を南北に縦貫しており、南側は那珂市、水戸市を経て千葉県、東京都に、北側は日立市を経て福島県に至っている。

2 主要国道等

村の西側を南北に国道6号線が常磐自動車道と平行して走っており、海側の東側には国道245号線が海岸線に平行して南北に走っている。

また、これらの国道に平行するよう村中央部を船場竹瓦線、須和間豊岡線が走っている。

さらに、村の南側の照沼笠松線、北側の石神外宿原電線が東西に走り、国道6号線と国道245号線を結んでいる。村中央部には、二軒茶屋原研線が東西に走り、国道6号線を経て那珂市に至っている。



第5節 鉄道、港湾の位置等

1 鉄道

村内の鉄道は、JR常磐線が南北に延びて県内と首都圏を結び大動脈となっている。

路線名	始発駅	終着駅	主要通過地
JR常磐線	上野駅 (東京都)	仙台駅 (宮城県)	取手市、土浦市、水戸市、 日立市、北茨城市

2 港湾

村南部の海岸部には、東海村からひたちなか市にかけて常陸那珂港が重要港湾として整備されており、その主要構造は次のとおりである。

港湾名	埠頭名	岸壁名	最大けい船能力	水深	延長
常陸那珂港	北埠頭	— 1 4 m 岸	50,000DWT	14m	290m
		— 1 2 m 岸	30,000DWT	12m	230m
		— 1 0 m 岸	10,000DWT	10m	170m
		— 7. 5 m 岸	5,000DWT	7.5m	390m
	作業基地	東岸壁C	5,000DWT	7.5m	260m

第6節 原子力施設

村内に立地する主な原子力事業所は、研究施設、発電施設、処理施設等と多岐に亘っており、次のとおりである。

【原子力事業所一覧】

事業所名	主な施設	E P Z (※)	所在地
(独) 日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所	・研究用原子炉「JRR-3」「JRR-4」「NSRR」 ・燃料サイクル安全工学研究施設 <small>(NUGCPF)</small>	約 1, 500m	東海村
(独) 日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所	再処理施設 高レベル放射性物質研究施設 プルトニウム燃料第1～3開発室	約 5, 000m	東海村
日本原子力発電(株)	東海第二発電所	約 10, 000m	東海村
三菱原子燃料(株)	加工施設	約 500m	東海村 那珂市
ニュークリア・デベロップメント(株)	燃料ホットラボ施設	約 500m	東海村
東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻	高速中性子源炉「弥生」	約 100m	東海村
原子燃料工業(株) 東海事業所	加工施設 使用施設	約 500m	東海村
(財)核物質管理センター 東海保障措置センター	開発試験棟 新分析棟	約 500m	東海村
住友金属鉱山(株) エネルギー・環境事業部 技術センター	ウラン試験棟 第2, 3ウラン試験棟	—	東海村
第一化学薬品(株) 薬物動態研究所	第1～4実験棟	—	東海村
(株) ジェー・シー・オー	使用施設	—	東海村

日本照射サービス（株） 東海センター	ガンマ線照射設備	—	東海村
-----------------------	----------	---	-----

※Emergency Planning Zone の略。防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲。

(施設毎にあらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を設定したもの。)

原子力関係施設位置



- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| ① 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 | ⑪ 住友金属鉱山㈱ |
| ② 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 | ⑫ 日本照射サービス㈱ |
| ③ 日本原子力発電㈱ | ⑬ 日本原子力発電㈱ 東海テラパーク |
| ④ 国立大学法人東京大学
大学院工学系研究科原子力専攻 | ⑭ 日本原子力研究開発機構 東海展示館アトムワールド |
| ⑤ 三菱原子燃料㈱ | ⑮ 日本原子力研究開発機構 チクリ交流館リコッティ |
| ⑥ 原子燃料工業㈱ | ⑯ 日本原子力研究開発機構 インフォメーションプラザ東海 |
| ⑦ 財核物質管理センター | ⑰ 茨城原子力協議会 原子力科学館 |
| ⑧ ニューキリア・デベロップメント㈱ | ⑯ 日本原子力研究開発機構 本部 |
| ⑨ 第一化学薬品㈱ | ⑳ 日本原子力研究開発機構・共同機組合研究所 |
| ⑩ ジュエリー・シー・オー | ⑳ 三菱マテリアル㈱ |
- (村外原子力関係事業所を含む)

第5章 村国民保護計画が対象とする事態

東海村国民保護計画においては、以下のとおり茨城県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態（基第2章第1節）

1 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態として、以下に掲げる事態を想定する。

(1) 着上陸侵攻

ア 特徴

(ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

(イ) 船舶により上陸が行われる場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

(ウ) 航空機による侵攻部隊の投入が行われる場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が行われる可能性が高いと考えられる。

(エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

(ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

(イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害としては施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、原子力施設が攻撃された場合には二次被害の発生も予想され、被害の範囲が拡大するおそれがある。さらに、攻撃手段としてダーティボム（※）が使用される場合がある。

※ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプの兵器。破壊ではなく汚染が目的であり、目標を長期間使用不能にしたり、心理的圧迫を与えることが出来る。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、村（消防機関を含む。）と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適切な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、知事又は村長の退避の指示又は警戒区域の設定など適切な措置を行うことが必要である。

(3) 弹道ミサイル攻撃

ア 特徴

(ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭（※））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(イ) 通常弾頭の場合には、N B C弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

※Nuclear (核)・Biological (生物)・Chemical (化学) の特性を使用した弾頭

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

ア 特徴

(ア) 弹道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に發揮することを相手国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得る。

(ウ) 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

(エ) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあ

るため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 N B C攻撃の特徴

N B C攻撃の特徴や主な対応は次のとおりである。

(1) 核兵器等 (N : Nuclear)

ア 核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（※）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能を帯びた灰（放射性降下物）からの放射線と、③放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

※物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能

イ 放射性降下物は、放射能を帯びた灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。地上に降下した放射性降下物あるいは皮膚に付着した放射性降下物から外部被ばくにより、また、これを吸入することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物が体に付着することを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切に行うことが重要である。

ウ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

(2) 生物兵器 (B : Biological)

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器（C : Chemical）

ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ このため、国や関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切に行うとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2節 緊急対処事態（基第5章第1節）

緊急対処事態として、以下に掲げる事態を想定する。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 危険物質積載船への攻撃
- (ウ) 可燃性ガス貯蔵施設の爆破

イ 被害の概要

- (ア) 原子力事業所等が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
 - ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
- (イ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設、駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

- ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

- ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

- ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弹道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

(ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

(イ) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

(ウ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第 2 編

平 素 か ら の 備 え

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1項 市町村等における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、村の組織及び体制、職員の配置及び服務基準等については、次のとおりである。

第1節 村の各部における平素の業務

村の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、村国民保護対策本部組織の分掌事務に従い、平素からその準備に係る業務を行う。

第2節 村職員の参集基準等

1 職員の迅速な確保

村は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保する体制をとる。

2 24時間即応体制

村は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化（民間警備員が当直を行い、速やかに村長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制を含む。）を行うなど、速やかに村長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

3 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記の体制をとるとともに、その参集基準を定める。

【職員の参集基準】

体制	参集基準	参集人員
連絡配備体制	武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定に繋がる可能性のある事案等に関する情報を入手し、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none">・村長、助役、収入役、・教育長、部長、・企画財政課長・人事課長・自治推進課長・原子力対策課長・原子力対策課員
危機管理連絡会議開催		

危機管理対策 本部体制	<p>情報収集等により危機管理対策本部等の設置を行う必要があるとき。</p> <p>村内において大規模テロや武力攻撃事態等の認定に繋がる事案が発生し、所要の対処措置を実施する必要があるときで、かつ、村国民保護対策本部の設置について国から指定の通知がないとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理対策本部員 ・危機管理対策本部構成員 ・全職員
国民保護対策本部体制 (緊急対処事態対策本部体制)	村国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）の設置について国から指定の通知を受けたとき。	

4 職員の配備体制の決定

(1) 連絡配備体制

武力攻撃災害の通報又は通知に基づき、村長が決定する。

(2) 危機管理対策本部体制

大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合、迅速に村長が決定する。

(3) 国民保護対策本部体制（緊急対処事態対策本部体制）

大規模テロや武力攻撃事態等が発生し、村国民保護対策本部の設置について国から指定があった場合、迅速に村長が決定する。

5 職員への連絡手段の確保

(1) 勤務時間中における連絡

庁内放送及び庁内電話等により関係する職員に参集の連絡をする。

(2) 勤務時間外における連絡

村国民保護対策本部員及び構成員は、各部課の緊急時連絡網等を活用して連絡する。

6 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

幹部職員及び国民保護担当職員が、交通途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等を想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じて職員の参集手段を確保する。

なお、国民保護対策本部長、副本部長及び対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【国民保護対策本部長、副本部長及び対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員（第1次）	代替職員（第2次）
村長	助役	収入役 教育長
企画総務部長	企画財政課長	総務課長
福祉部長	社会福祉課長	高齢福祉課長
経済環境部長	経済課長	環境政策課長
建設水道部長	建設課長	都市計画課長
政策審議室長	室長補佐	室員
消防長	消防課長	予防課長
教育次長	学校教育課長	社会教育課長
議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局係長

7 職員の服務基準

- (1) 武力攻撃事態等が発生したときには、配備についていないときも、常に情報の把握に努め、村国民保護対策本部の指示に注意する。
- (2) 行事、会議、出張は原則的に中止する。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (4) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- (5) 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないように、細心の注意を払う。
- (6) 職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長に報告する。

第3節 消防機関の体制

1 消防本部における体制

消防本部は、村における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、村は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

2 消防団の充実・活性化の推進等

村は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにもかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、村は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第4節 国民の権利及び利益の救済に係る手続等

1 国民の権利及び利益の迅速な救済（法第159条ほか）

村は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利及び利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民の権利及び利益の救済のため迅速に対応する。

【住民の権利及び利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償(法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 ・ 5 項)
損害補償(法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 ・ 3 項, 80 条第 1 項, 115 条第 1 項, 123 条第 1 項)
	不服申立てに関すること。(法第 6 条, 175 条)
	訴訟に関すること。(法第 6 条, 175 条)

2 住民の権利及び利益に関する文書の保存

村は、住民の権利及び利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、村文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、住民の権利及び利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行なう。

村は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第 2 項 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力する。このため、関係機関との連携体制の整備を次のとおり行う。

第 1 節 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

村は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場

を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、村国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加を促進する。

第2節 県との連携

1 県の連絡先の把握等

村は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

2 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

3 村国民保護計画の県への協議

村は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

4 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

第3節 近接市との連携

1 近接市との連携

村は、近接市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市村相互間の連携を図る。

2 消防機関の連携体制の整備

村は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

第4節 指定公共機関等との連携

1 指定公共機関等の連絡先の把握

村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

2 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

3 関係機関との協定の締結等

村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、村は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第5節 ボランティア団体等に対する支援

1 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

村は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図れるようにする。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の整備の促進を図る。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会などのボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。

第3項 通信の確保

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための非常通信体制の整備を次のとおり行う。

1 非常通信体制の整備（基第4章第4節2）

村は、国民保護措置の実施に関し、防災無線など非常通信体制、応急対策等重要通信の確保を図るとともに、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 村における通信の確保

村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の維持・管理、デジタル化の推進など、通信体制の確保に努めるものとする。

第4項 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行う。このため、情報収集・提供等の体制整備を、次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 情報収集・提供のための体制の整備（基第4章第4節1）

村は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を確保する。

2 体制の整備に当たっての留意事項（基第4章第4節1）

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保を図る。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理・整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none">・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	<ul style="list-style-type: none">・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 関係機関における情報の共有（基第4章第4節1）

村は、国民保護措置の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等を推進する。

第2節 警報等の伝達に必要な準備

1 警報の伝達体制の整備

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の周知を図るため事前説明を行う。この場合、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

2 防災行政無線の整備

村は、武力攻撃事態等における警報の内容の迅速な伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

3 県警察との連携

村は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

4 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

5 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

6 民間事業者からの協力の確保

村は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法第94条第2項、基第4章第2節6）

1 安否情報の種類及び報告様式

村は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

2 収集・報告すべき情報

(1) 避難住民（負傷した住民も同様）

ア 氏名

イ 出生の年月日

ウ 男女の別

エ 住所

オ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

カ ア～オのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

キ 居所

ク 負傷又は疾病の状況

ケ キ及びクのほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 死亡した住民

（上記ア～カに加えて）

コ 死亡の日時、場所及び状況

サ 死体の所在

3 安否情報収集のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

4 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

第4節 被災情報の収集・報告に必要な準備

1 情報収集・連絡体制の整備（法126条第1項、第127条第2項、基第4章第4節1）

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年　月　日に発生した〇〇〇による被害（第　報）							
平成　年　月　日　時　分 東　　海　　村							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1)発生日時 平成　年　月　日							
(2)発生場所 東海村　丁目　番　号							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

* 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概　　況	

2 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じて担当者の育成に努める。

第5項 研修及び訓練

村職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、村は、

研修及び訓練を次のとおり行う。

第1節 研修

1 村職員に対する研修

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国の研修機関の研修課程、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 職員等の研修機会の確保

村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

3 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

第2節 訓練

1 村における訓練の実施（法第42条第1項）

村は、近隣市町、県、国等関係機関と連携するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存の知見を活用するとともに、消防、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- (1) 村国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の収集訓練及び村国民保護対策本部設置運営訓練
- (2) 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- (3) 避難誘導訓練及び救援訓練

3 訓練に当たっての留意事項

- (1) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (2) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当

たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

- (3) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 村は、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (6) 村は、道路管理者等関係機関と連携し必要に応じ、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

村は、国の対策本部長から県をとおして避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、住民に対し避難指示の伝達を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する。このため、避難及び救援に関する平素からの備えを、次のとおり行う。

第1節 避難に関する基本的事項（基第4章第1節）

1 基礎的資料の準備

村は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を常備し、又は別冊資料にとりまとめておく。

【村国民保護対策本部において集約・整理する基礎的資料】

- ・住宅地図（人口分布、世帯数）
- ・村内の道路地図
- ・輸送事業者、公共交通機関の輸送力データ（保有車両台数等）
- ・避難施設リスト（避難住民の収容能力等）
- ・備蓄物質、調達可能物質のリスト（備蓄物質の所在地、数量、民間事業者リスト）
- ・関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧
- ・自治会、自主防災組織等の連絡先（代表者の緊急時の連絡先）
- ・消防機関の連絡先（県、近隣消防本部の連絡先）

2 隣接する市町村との連携の確保

村は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行う。

また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

村は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な対応を行う。

4 民間事業者からの協力の確保

村は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

5 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2節 避難マニュアルのパターン作成

村は、関係機関（教育委員会など村の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考

に、地域の実情に応じて複数の避難マニュアルのパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の避難方法等について配慮するものとする。

第3節 救援に関する基本的事項（法第76条、78条、85条、基第4章第2節）

1 基礎的資料の準備

村は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備し、又は別冊資料にとりまとめておく。

【村国民保護対策本部において集約する基礎的資料】

- ・収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ・小中高等学校、各種学校等のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・関係医療機関のデータベース
- ・臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・墓地及び火葬場等のデータベース

2 県との調整

村は、県から救援の実施に関する事務の一部を村が行うこととされた場合や、村が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、村が行う救援の活動の内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整する。

第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（基第4章第4節）

村は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、県と連携して、関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

1 運送事業者の輸送力の把握

村は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や関東運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握し情報を共有する。

【把握する輸送力に関する情報】

- ・保有車両等(鉄道、定期・路線バスなど)の数、定員
- ・本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- ・道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ・鉄道（路線名、終起点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ・港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

2 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路を把握する。

第5節 避難施設の指定への協力

村は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

村は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1節 生活関連等施設の把握

1 生活関連等施設の把握

村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。また、村は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇物（薬事法）
	9号	電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

2 村が管理する公共施設等における警戒

村は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

第1節 村における備蓄

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 県との連携

村は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第2節 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

1 施設及び設備の整備・点検

村は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し又は点検する。

2 ライフライン施設等の代替性の確保

村は、その管理する上下水道等のライフライン施設等について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成

果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限に食い止めるには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要である。このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を、次のとおり行う。

第1節 国民保護措置に関する啓発（法第43条、基第1章）

1 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語等を用いた広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

2 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

3 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、小中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第98条）

村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、村は、我が国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

更に、村は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第 3 編

武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。このため、村は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階及びに他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、住民の生命、身体及び財産を保護するための初動体制を次のように確立する。

第1節 事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置(法第29条第11項、基第3章第2節5)

1 村危機管理連絡会議の開催

村長は、武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定に繋がる可能性のある事案等に関する情報を入手し、情報収集等の初動対応を行う必要があるときは、村危機管理連絡会議を速やかに開催し情報の共有化を図り、併せて情報の収集に努める。

(1) 開催場所

村危機管理連絡会議は、原則として東海村役場5階災害対策本部室にて開催する。

(2) 村危機管理連絡会議の組織

危機管理対策本部を設置するに至るまでの措置については、村長（村長が不在のときは助役、村長及び助役が不在のときは、収入役、教育長が代行として指揮を執る。）が村危機管理連絡会議を開催し、情報の収集に努める。

村危機管理連絡会議の組織は、次のとおりとする。

本部長	村長
副本部長	助役、収入役、教育長
構成員	経済環境部長、企画総務部長、福祉部長、福祉部参事 建設水道部長、政策審議室長、教育次長、議会事務局長、 消防長、企画財政課長、人事課長、自治推進課長、 原子力対策課長、原子力対策課員

2 村危機管理対策本部の設置

村は、政府において武力攻撃事態等が認定される前など武力攻撃の初期の段階において、村危機管理対策本部を設置し、国、県及び関係機関との間で情報の共有化を図りながら、国民保護措置を速やかに実施する。

なお、危機管理対策本部室を設置した場合は、その旨を県危機管理対策本部に連絡を行う。

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 国対策本部の本部長から警報が発令されたとき。
- (イ) 国からの警報発令以前の段階で、武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、又は県が茨城県危機管理対策本部を設置した場合において、村長が、村危機管理対策本部の設置の必要があると認めたとき。

イ 廃止基準

- (ア) 警報が解除されたとき。
- (イ) 村国民保護対策本部の設置が決定されたとき。
- (ウ) その他村長が廃止することが適当と判断したとき。

(2) 設置場所

村危機管理対策本部は、原則として東海村役場5階災害対策本部室及び原子力視察研修室に設置する。

東海村役場が被災し設置できない場合は、出先機関の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

(3) 村危機管理対策本部の組織

- ア 村危機管理対策本部長は、村長をもって充て、事務を総括し、職員を指揮監督する。
- イ 副本部長は、助役、収入役、教育長をもって充て、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ウ 村危機管理対策本部構成員は、村危機管理連絡会議構成員及びその他本部長の指名する職員をもって構成する。

(4) 村危機管理対策本部の協議事項

- ア 武力攻撃事態等の恐れのある状況及びその対応状況
- イ 関係課相互の調整事項
- ウ 関係機関との連携推進に関する事項
- エ 国、県、他市町村及び関係機関に対する要請に関する事項
- オ その他情報の収集連絡等に関する事項
- カ 住民避難準備

3 初動措置の実施

村は、危機管理対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、村長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

村は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、村に対し、村国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、村長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

4 関係機関への支援の要請

村長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

5 対策本部への移行に要する調整

村危機管理対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、村に対し村国民保護対策本部を設置すべき村の指定の通知があった場合については、直ちに村国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部は廃止する。

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、村国民保護対策本部を設置すべき村の指定の通知があった場合には、直ちに村国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、村国民保護対策本部長は、村国民保護対策本部に移行した旨を村関係部課室に対し周知徹底する。村国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

村は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、村に対し村国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、村長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理対策本部を立ち上げ、即応体制の強化を図る。

この場合において、村長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、村の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 村国民保護対策本部の設置等

村国民保護対策本部を設置する場合の手順やその組織、機能等は、次のとおりである。

第1節 村国民保護対策本部の設置（法第25条第2項）

1 村国民保護対策本部の設置手順

村国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 村国民保護対策本部を設置すべき村の指定の通知

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び茨城県知事を経由して、村国民保護対策本部を設置すべき村の指定の通知を受ける。

(2) 村国民保護対策本部員及び対策本部職員の参集

原子力対策課職員は、村国民保護対策本部員等に対し、緊急時連絡網等を活用し、村国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

(3) 村国民保護対策本部室の開設

原子力対策課職員は、東海村役場行政棟5階災害対策本部室に村国民保護対策本部を開設するとともに、村国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）。

(4) 村長による村国民保護対策本部の設置（法第27条第1項）

村長は、村国民保護対策本部を設置すべき村の指定を受けた場合、直ちに村国民保護対策本部を設置する。

村長は、村国民保護対策本部を設置したときは、村議会に村国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

また、原子力対策課職員は、直ちに、関係機関に対して、村国民保護対策本部を設置した旨を通知し、東海村役場正面玄関に掲示するものとする。

(5) 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

村は、東海村役場が被災した場合等、村国民保護対策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり村国民保護対策本部の予備施設を指定する。

なお、事態の状況に応じ、村長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕東海村中央公民館及び東海文化センター

〔第2位〕東海村総合福祉センター「絆」

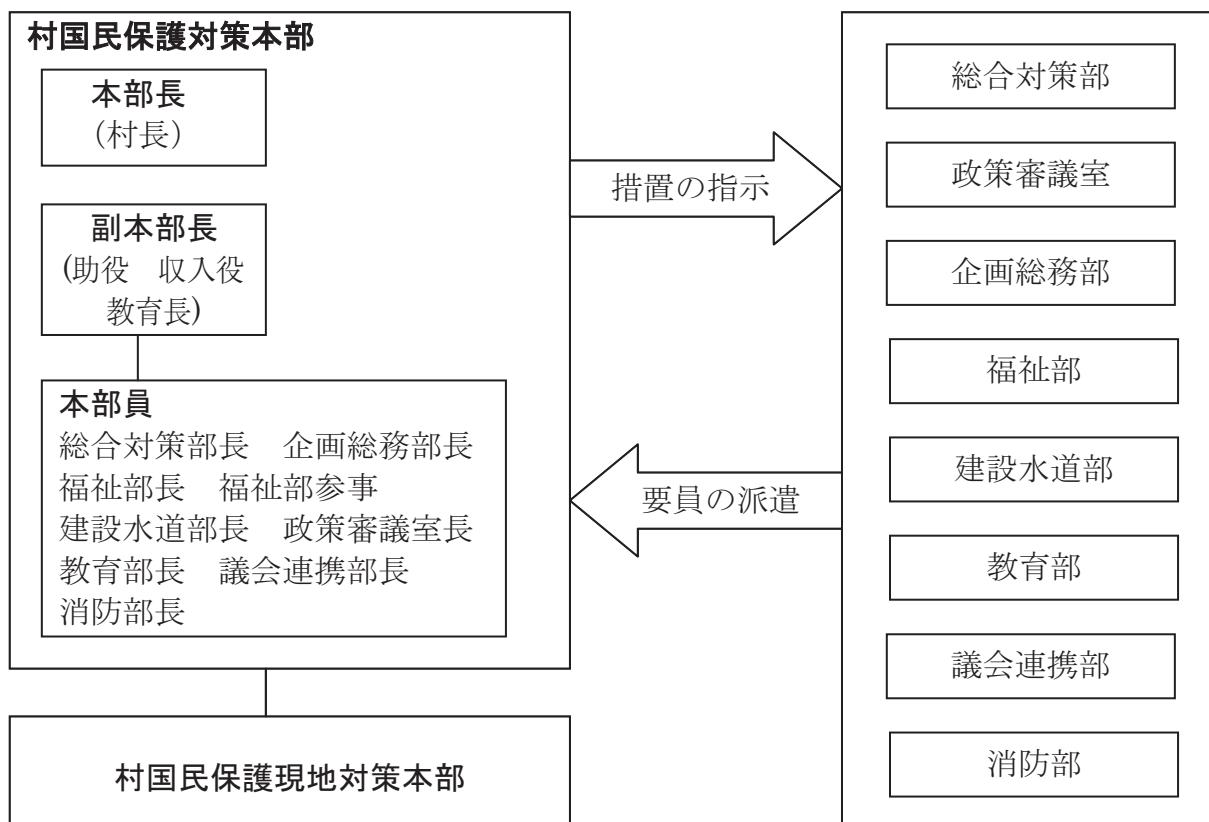
また、村区域外への避難が必要で、村の区域内に村国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と村国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

2 村国民保護対策本部を設置すべき村等の指定の要請等

村長は、村が村国民保護対策本部を設置すべき村の指定が行われていない場合において、村における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、村対策本部を設置すべき村の指定を行うよう要請する。

3 村国民保護対策本部組織

村国民保護対策本部組織は次のとおりとする。



（村国民保護対策本部組織分掌事務）

部名	分掌事務
総合対策部	1 国民保護対策本部の設置及び応急対策の総合調整に関すること。 2 国民保護対策本部の人員の動員及び応援体制に関すること。 3 武力攻撃原子力災害に係る防災措置情報等に関すること。 4 農業・商工関係の被災及び復旧に関すること。 5 被災地の清掃・防疫及び防犯に関すること。など
政策審議室	1 総務班支援及びオフサイトセンターとの連携に関すること。など
企画総務部	1 災害情報の収集・記録、被災状況の取りまとめに関すること。 2 国民の保護のための予算措置に関すること。 3 関連機関への応援要請、連絡調整に関すること。 4 住民広報及び報道機関への情報提供に関すること。 5 必要物資の調達及び受入れに関すること。

	6 通信体制の確保に関すること。 7 安否情報に関すること。 8 国民保護対策本部に係る物資の調達等に関すること。 9 その他、各部に属さないこと。など
福祉部	1 避難所の設置及び運営に関すること。 2 被災者の救護、救援物資の給貸与、相談窓口の開設等に関すること。 3 赤十字・医療機関・一般ボランティアの救援活動の調整に関すること。 4 被災地・救護所の防疫に関すること
建設水道部	1 避難住民、救援物資等の輸送に関すること。 2 交通規制、障害物の除去、土木資機材の調達に関すること。 3 被災地の給水、飲料水の確保に関すること。 4 応急仮設住宅の整備に関すること。など
教育部	1 児童・生徒の安全に関すること。 2 教育施設の被災調査及び避難所設置支援に関すること。 3 文化財の保護に関すること。など
議会連携部	1 陳情・見舞対応及び議会との連携に関すること。など
消防部	1 避難住民の輸送・警備に関すること。 2 交通規制、応急情報伝達に関すること。 3 広域消防応援に関すること。など

4 村国民保護対策本部における広報

村は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、村国民保護対策本部における広報広聴体制を次のとおり整備する。

(1) 広報責任者の設置

広報班長は、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報責任者として広報を一元的に統括する。

(2) 広報手段

ラジオ・テレビ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設等の広報手段を活用する。

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないように迅速に対応する。

イ 村国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性が高い場合は、村長が直接記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

(4) その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

名 称	連絡先・電話番号
日本放送協会(NHK) 水戸放送局	029-232-9801
茨城放送	029-244-2121

5 村国民保護現地対策本部の設置（法第28条第8項）

村長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施及び国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務の一部を行うため、村現地対策本部を設置する。

村現地対策本部長や村現地対策本部員は、村対策副本部長、村対策本部員その他の職員のうちから村対策本部長が指名する者をもって充てる。

6 現地調整所の設置

村長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

7 村国民保護対策本部長の権限

村国民保護対策本部長は、村の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 村の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第5項、第6項、第7項）

村国民保護対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、村が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

村国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、村対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報提供の求め（法第29条第8項）

村国民保護対策本部長は、県の対策本部長に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

村国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 村教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

村国民保護対策本部長は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、村国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

8 村国民保護対策本部の廃止（法第30条）

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して村対策本部を設置すべき村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

村は、携帯電話、移動系村防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、村対策本部と村現地対策本部、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

村は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 村における通信の確保

村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

村は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と次のとおり相互に連携する。

第1節 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

村は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報の共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

村は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

第2節 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

1 知事等への措置要請（法第16条第4項）

村は、当該村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第16条第5項）

村は、当該村の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法第21条第3項）

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

1 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- (1) 村長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊茨城地方協力本部長又は村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。こ

の場合、次の事項を記載した文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (2) 村長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第76条）及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、村対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町村長等への応援の要求

- (1) 村長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- (2) 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

2 県への応援の要求

村長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託（法第19条）

- (1) 村が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにし委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- (2) 村は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を告示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、村長はその内容を速やかに議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- 1 村は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

2 村は、1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あっせんを求める。

第6節 村の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等

- (1) 村は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- (2) 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、村長は、所定の事項を議会に報告するとともに、村は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

村は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等

1 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

村は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等（法第4条第3項）

村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、村は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受け入れ等（基第4章第4節5）

村は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受け入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県国民保護対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。

また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

第8節 住民への協力要請（法第4条第1項）

村は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ア 避難住民の誘導（法第70条）
- イ 避難住民等の救援（法第80条）
- ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条）
- エ 保健衛生の確保（法第123条）

第4章 警報及び避難の指示等

第1項 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等においては、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要である。このため、村は、警報の通知及び伝達等を次のとおり行う。

第1節 警報の伝達等

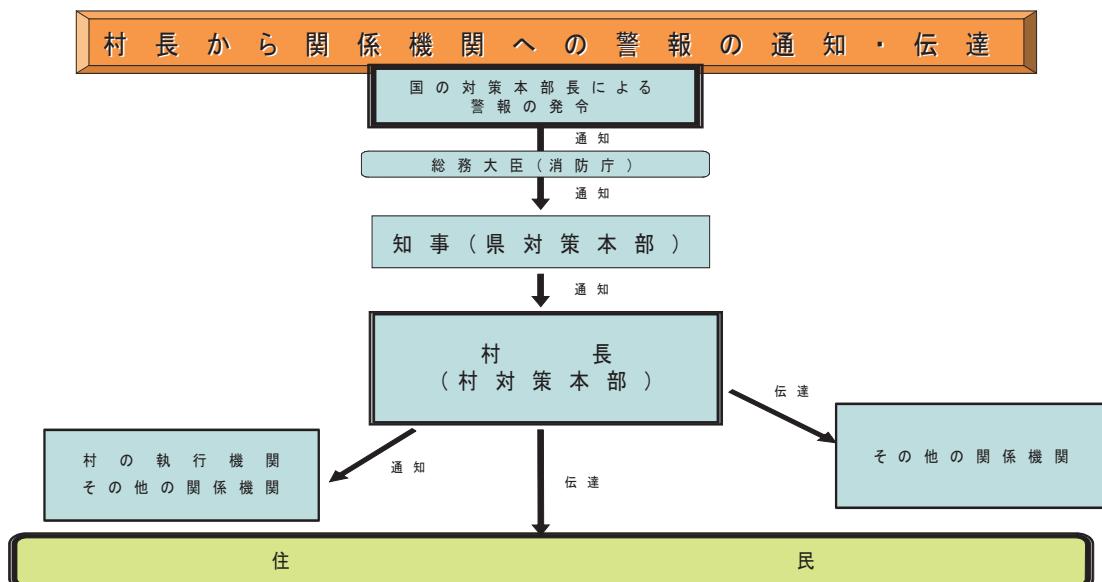
1 警報の伝達

村は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

2 警報の内容の通知

- (1) 村は、村の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、村立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- (2) 村は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、村のホームページ (<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>) に警報の内容を掲載する。

村から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



第2節 警報の内容の伝達方法

- 1 村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達するものとする。
- 2 警報の伝達方法については、当面の間は、村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
 - (1) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴させて住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
 - (2) 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

なお、村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も活用する。
- 3 村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。
- 4 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

第3節 緊急通報の伝達及び通知

- 1 村長は、緊急通報の伝達に際しては、警報の伝達に準じて、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により緊急通報を広く知らせるものとする。

また、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に緊急通報の内容を伝達するものとする。この場合においては高齢者、障害者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

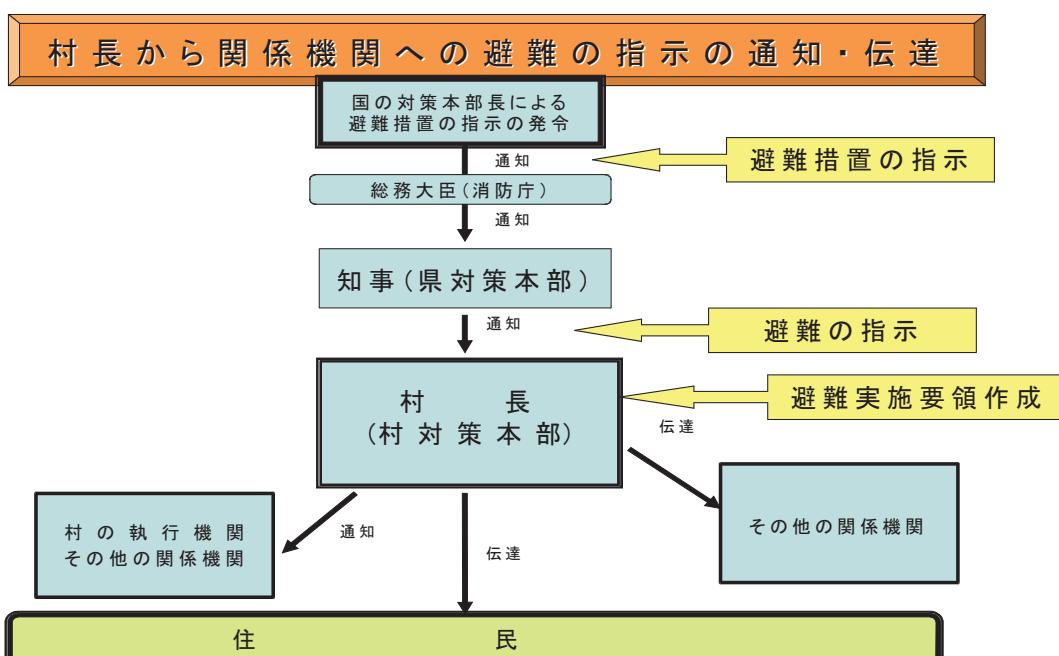
第2項 避難住民の誘導等

村は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。村が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

第1節 避難の通知・伝達

- 1 村長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- 2 村長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の仕組み】



※村長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

第2節 避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

2 避難実施要領に定める法定事項

- (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- (3) その他避難の実施に関し必要な事項

3 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、区自治会、班(常会)、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

- (2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

- (3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

- (4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

- (5) 集合に当たっての留意事項

集合後の班(常会)や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

- (6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

- (7) 村職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、村職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

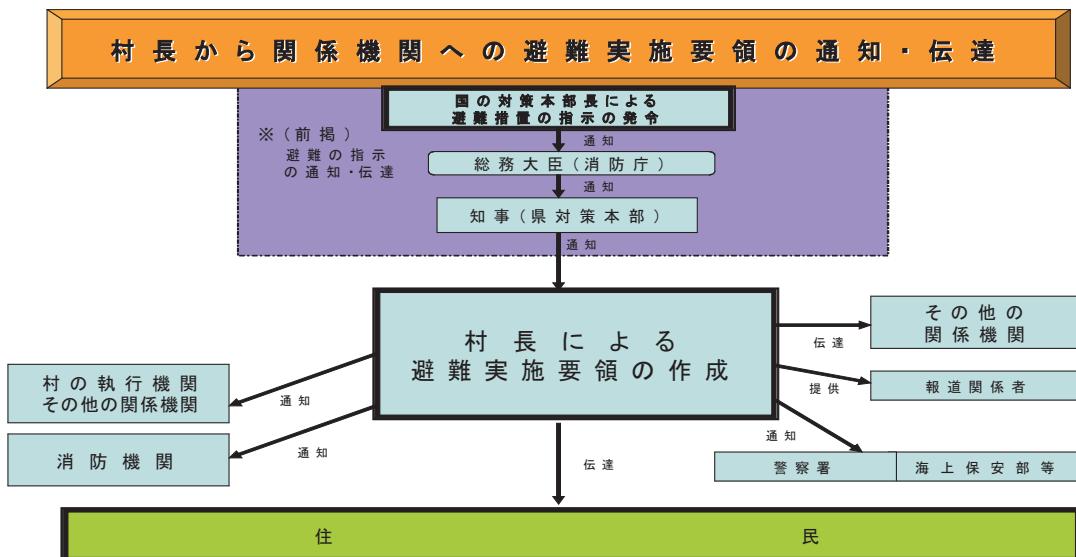
- (8) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- (9) 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。
- (10) 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- (11) 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- (12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。
- (13) 避難実施要領の策定の際における考慮事項
避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
ウ 避難住民の概数把握
エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）
オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
カ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

4 避難実施要領の内容の伝達等

村長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、村長は、直ちに、その内容を村の他の執行機関、村の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊茨城地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、村長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



第3節 避難住民の誘導

1 村長による避難住民の誘導

村長は、避難実施要領で定めるところにより、村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、村長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

2 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、村長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

3 避難誘導を行う関係機関との連携

村長は、避難実施要領の内容を踏まえ、村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実

施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、村長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、村長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

村長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

村長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

村長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

6 高齢者、障害者等への配慮

村長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援プラン」を策定した場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

7 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

8 避難所等における安全確保等

村は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

9 動物の保護等に関する配慮

村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的

考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

10 通行禁止措置の周知

道路管理者たる村は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

11 県に対する要請等

村長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。村長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。

12 避難住民の運送の求め等

村長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

13 避難住民の復帰のための措置

村長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第4節 武力攻撃事態の種類に応じた避難指示

1 弹道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の施設に避難することとなる。)

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくるので、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応を執るものとする。

2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施すると同時に、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させが必要となる。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

3 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態

発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から係る避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

村は県と互いに連携して避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため救援を次のとおり行う。

第1節 救援の実施

1 救援の実施（法第76条）

村長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の搜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

村長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社茨城県支部との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社茨城県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社茨城県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め等（法第79条）

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の内容

1 救援の基準（法第76条）

村長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

村長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

2 救援の内容

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の開設、運営

(ア) 村は、あらかじめ指定されている施設に避難所を開設するものとするが、これら適当な建物を得難いときは、仮小屋又は天幕の設営等野外収容施設を設置する。

また、避難所を設置した場合は、その旨を県へ報告する。

(イ) 村は、避難所の開設に伴い、職員を各避難所に配置し、自主防災組織・ボランティアとも連携しつつ、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。

(ウ) 村は、各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、仮設トイレの設置等避難所の衛生環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

また、プライバシーの確保等に配慮する。

(エ) 村は、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の設置について配慮する。

イ 救援施設の必要量の把握

村は、救援が確実に行われるよう避難情報等を適時適切に入手し、救援施設の必要量の変化を把握する。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 炊き出しその他の方法による食品の給与

(ア) 村は、必要な食糧の給与が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

(イ) 村はあらかじめ定めた食糧の集積地を活用し、調達した食糧の集配を行うものとする。

イ 応急給水の実施

(ア) 村は、給水状況や被害状況など必要な情報を把握し、応急給水を実施する。

(イ) 村は被害状況から必要と認める場合は、他の関係機関に支援を要請する。

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

村は、避難住民等に対する生活必需品の調達、供給を行うこととし、必要な生活必需品の給与が困難な場合は、県に対して支援を要請するものとする。

エ 物資等の必要量等の把握

村は避難情報等を適時適切に入手し、物資等の提供対象人数の変化を把握するとともに、必要量の確保が困難な場合には、県等に対し支援を求めるものとする。

(3) 医療の提供及び助産

ア 医療体制の確保

(ア) 村は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により県及び地区医師会に出動を要請するものとする

また、被害の程度により必要と認めるときは、県及び関係機関に協力を要請するものとする。

(イ) 村は、学校、集会所等の避難所、病院、保健センター等に医療救護所を設置する。

(4) 被災者の搜索及び救出

ア 村は、被災者の搜索及び救出について、県警察、消防機関、自衛隊、海上保安部等の関係機関と連携して実施する。

イ 村は被災情報、安否情報等の情報は関係機関と共有する。

(5) 埋葬及び火葬

ア 村は、棺の調達、遺体の搬送、火葬・埋葬等の手配を行うものとする。

イ 村は、県警察及び海上保安部等と連携して身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

(6) 電話その他の通信設備の提供

村は、県と連携して収容施設等で保有する使用可能な通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、電話、ファックス、又はインターネット等の利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を設置する。

また、聴覚障害者等の通信手段の確保について配慮する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ア 村は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し、又は半焼した者で自らの資力では応急修理ができない者に対して、居室、炊事場等、日常生活に必要最低限度の部分について現物をもって応急修理を行うものとする。

イ 村は、資材等が不足した場合は県に調達の協力を求めるものとする。

(8) 学用品の給与

ア 村は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品をそう失し又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、教科書等の給与を行う。

イ 村は、児童生徒の被災状況及び学用品の必要量を把握し、その供給体制を確保する。

(9) 死体の搜索及び処理

ア 村は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し搜索を行う。

イ 搜索は、県警察、消防機関及び自衛隊、海上保安部等の関係機関と連携して実施し、安否情報等の情報は共有化する。

ウ 村は、検案等を終えた遺体について、遺体収容所に収容するものとする。

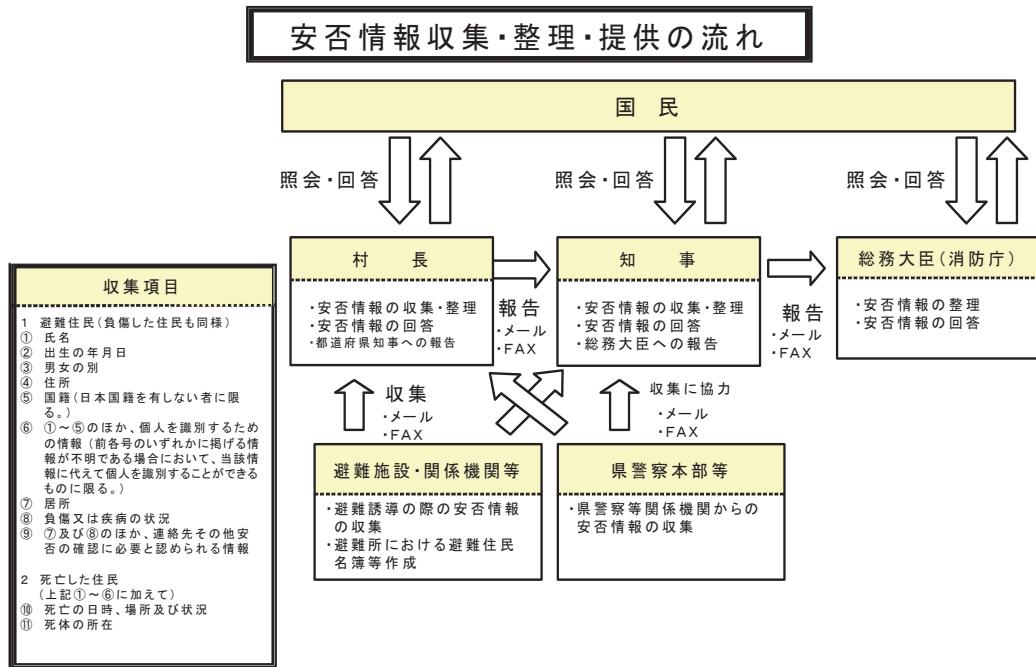
(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ア 村は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため一時的に居住できない者に対し、その除去を行うものとする。

イ 村は、村のみでは処理が困難な場合は、県に対して協力を要請するものとする。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行う。このため、村は、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答を次のとおり行う。



第1節 安否情報の収集（法第94条）

1 安否情報の収集

村は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している村が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

2 安否情報収集の協力要請

村は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請する。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

3 安否情報の整理

村は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が

定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

第2節 県に対する報告

村は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、電話、FAXなどで行う。

第3節 安否情報の照会に対する回答（法第95条）

1 安否情報の照会の受付

- (1) 村国民保護対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知する。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として村国民保護対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどの照会も受け付ける。

2 安否情報の回答

- (1) 村は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- (2) 村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、村国民保護対策本部の広報班長が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

村は、日本赤十字社茨城県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、第3節2及び3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1項 生活関連等施設の安全確保等

村は、生活関連等施設の重要性にかんがみ、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の安全確保を次のとおり行う。

第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法第97条）

1 武力攻撃災害への対処

村長は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 知事への措置要請

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

村は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

1 村長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を村長に通報する。

2 知事への通知

村長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第3節 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

村長は、生活関連施設等が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講じる。

1 生活関連等施設の状況の把握

村は、村国民保護対策本部を設置した場合においては、村内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

2 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

3 村が管理する施設の安全の確保

村長は、村が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、村長は、警察、消防機関その他の行政機関に対し必要に応じて支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の村が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

第4節 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法第103条）

1 危険物質等に関する措置命令

村長は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の(1)から(3)の措置を講じるべきことを命ずる。

- (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄など、既存の法令に基づく措置

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

村長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、1の(1)から(3)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2項 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

村は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、村地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた措置を講じるものとする。

また、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じる。

第1節 武力攻撃原子力災害への対処（法第105条、基第4章第3節3(2)）

村は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて行う。

なお、村は応急対策として次の事項について行うものとする。

- ・公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達および住民の避難に関する事項
- ・放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・その他武力攻撃原子力災害の発生または拡大の防止を図るための措置に関する事項

1 村地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に準じた措置の実施

村は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、村地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた措置を行う。

2 放射性物質等の放出又は放出のおそれ等に関する通報及び公示等

(1) 原子力事業所は環境に対して大きな影響を与える核物質を保有していることから、その施設の安全確保には最大限の配慮が求められる。このため、村長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防本部に連絡する。

(2) 村長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。

- ・核燃料の加工施設、使用済核燃料の再処理施設、実用発電用原子炉にあっては、経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）
- ・核燃料の使用施設、試験研究用原子炉にあっては、文部科学大臣（事業所外

運搬に起因する場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣)

- (3) 村長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- (4) 村長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防本部に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

3 住民の避難誘導

- (1) 村長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- (2) 村長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

4 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- (1) 村は、国の現地対策本部長が茨城県原子力オフサイトセンター等で主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- (2) 村は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受けて、必要な応急対策を講じる。

5 国への措置命令の要請等

村長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため、必要があると認めるときは、知事に対して、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求めること。

また、村長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求めること。

6 安定ヨウ素剤の配布

村長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずること。

7 職員の安全の確保

村長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策

協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

第2節 N B C攻撃による災害への対処（法第107条、基第4章第3節4）

村は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり行う。

1 応急措置の実施

村長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

村は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

村長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

村長は、N B C攻撃が行われた場合は、村国民保護対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。その際、必要に応じ現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

村は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

村は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に必要な被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

(3) 化学剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

5 村長の権限

村長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

対象物件等	措置
1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号 死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号 建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号 場所	・交通の制限 ・交通の遮断

村長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

村長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や

県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3項 応急措置等

村が、緊急の必要があるときに自らの判断に基づき行う、退避の指示や警戒区域の設定については、次のとおりである。

第1節 退避の指示（法第112条）

1 退避の指示

村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

なお、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- (1) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- (2) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

2 退避の指示に伴う措置等

- (1) 村は、退避の指示を行ったときは、村防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- (2) 村長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保等

- (1) 村長は、退避の指示を住民に伝達する村の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や村で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- (2) 村の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、村長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- (3) 村長は、退避の指示を行う村の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

第2節 警戒区域の設定（法第114条）

1 警戒区域の設定

村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している村長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

2 警戒区域設定に伴う措置

- (1) 村長は、警戒区域の設定に際しては、村国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- (2) 村長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (3) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- (4) 村長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設置範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保

村長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

第3節 村長の事前措置

村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

第4節 応急公用負担（法第113条）

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。
- ・武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

第5節 消防等に関する措置等

1 村が行う措置

村長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

村長は、村の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

村長は、3による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

5 消防の応援の受入れ体制の確立

村長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

6 消防の相互応援に関する出動

村長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

7 医療機関との連携

村長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

8 安全の確保

- (1) 村長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を村国民保護対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- (2) 村長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、村対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- (3) 村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- (4) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (5) 村長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

村は、関係機関からの被災情報の収集及び県等への報告を次のとおり行う。

1 被災情報の収集及び報告（法第127条、128条）

- (1) 村は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 村は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 村は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 村は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、村長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

村は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置を次のとおり行う。

第1節 保健衛生の確保（法第123条）

村は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、村地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

村は、避難先地域において、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、健康相談、栄養指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

- (1) 村は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。
- (2) 村は県と協力して、避難住民等に対する感染症や食中毒等に関する予防教育を行うとともに、広報車等を活用して広報活動を実施する。

3 食品衛生確保対策

村は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

4 飲料水衛生確保対策

- (1) 村は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- (2) 村は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- (3) 村は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

5 栄養指導対策

村は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携して実施する。

第2節 廃棄物の処理（法第124条）

1 廃棄物処理の特例

- (1) 村は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- (2) 村は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- (3) 村は、平素から既存の許可業者の廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきか検討する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 村は、村地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 村は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足されると予想される場合について、県に対して他の市町村等との応援に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

村は、武力攻撃事態等において、県と連携しつつ、物価の安定等を図るため、国民生活の安定に関する措置を次のとおり行う。

第1節 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

1 村は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2節 避難住民等の生活安定等（基第4章第5節1）

1 被災児童生徒等に対する教育

村教育委員会は、県教育委員会と協力し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに村税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活再建資金の融資等

村は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

第3節 生活基盤等の確保（基第4章第5節2）

1 村による生活基盤等の確保

- (1) 水道用水供給事業者である村は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 道路管理者である村は、村道を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

村は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章等の適切な交付及び管理を、次のとおり行う。

【特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されるものである。

1 国民保護法で規定される特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第6条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



(オレンジ色地に青の正三角形)

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書 (様式のひな形は下記のとおり)

 <p>(この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための余白)</p> <p>身分証明書</p> <p>文民保護の要員用</p> <p>氏名.....</p> <p>生年月日(又は年齢).....</p> <p>識別のための番号がある場合にはその番号.....</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、「一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び一千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>発給年月日..... 証明書番号.....</p> <p>発給当局の署名</p> <p>有効期間の満了日.....</p>	 <p>身長</p> <p>眼の色</p> <p>頭髪の色</p> <p>その他の特徴又は情報</p> <p>武器</p>	<p>所持者の写真</p> <p>印</p> <p>所持者の署名若しくは押 印又はその双方</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

2 特殊標章等の交付及び管理

村長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 30 号国民保護室長通知）を参考。）。

(1) 村長

- ・国民保護措置に係る職務を行う村の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）
- ・消防団長及び消防団員
- ・村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

村は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第 4 編

復 旧 等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

村は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方（法第139条、基第4章第5節3）

1 村が管理する施設及び設備の緊急点検及び応急の復旧等

村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村地域防災計画等を活用し、所管する施設及び設備の緊急点検及び応急の復旧を行う。この場合、安全の確保をした上で被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

村は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請

村は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2節 ライフライン施設の応急の復旧（法第140条）

1 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村が管理する水道等ライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

2 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

3 村国民保護対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

第2章 武力攻撃災害の復旧

村は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を次のとおり行う。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、村は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 村が管理する施設及び設備の復旧

村は、武力攻撃災害により村の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

村が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担するため、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等は、次のとおりである。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法第159条）

1 国に対する負担金の請求方法

村は、国民保護措置の実施に要した費用で村が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たつては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償及び損害補償

1 損失補償（法第159条、令40）

村は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

2 損害補償（法第160条、令43、44）

村は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161条、令45、46）

村は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、村の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第 5 編

緊急対処事態への対処

第5編 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態

村国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2節に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。そのため、村は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、村は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

東海村国民保護計画

平成18年12月作成

東海村経済環境部原子力対策課

TEL 029-282-1711(代)

